

中宮浄水場更新事業及び  
浄水施設運転維持管理業務等委託

実 施 方 針

令和2年（2020年）3月

枚方市上下水道局

## 目 次

第1 事業の概要	1
1.1 事業内容に関する事項	1
1.1.1 事業名称	1
1.1.2 事業の対象となる公共施設等の種類	1
1.1.3 公共施設等の管理者の名称	1
1.1.4 事業の目的	1
1.1.5 対象業務及び対象施設	1
1.1.6 事業方式	2
1.1.7 事業期間	2
1.1.8 事業スケジュール	2
1.1.9 遵守すべき関係法令等	2
第2 事業者の募集及び決定に関する事項	2
2.1 事業者の募集及び選定方法	2
2.1.1 事業者選定方法	2
2.1.2 落札者の決定	3
2.2 入札参加資格に関する事項	3
2.2.1 入札参加者の構成等	3
2.2.2 入札参加資格要件	4
2.2.3 入札参加者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い	6
2.3 事業者選定の日程等	7
2.3.1 募集及び選定の日程	7
2.3.2 実施方針に関する質問の受付並びに回答公表	8
第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	8
3.1 事業契約に関する基本的な考え方	8
3.1.1 契約の締結等	8
3.1.2 運転維持管理業務をSPCとして行う場合	9
3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方	9
3.2.1 リスク分担の基本的な考え方	9
3.2.2 本事業で予想されるリスク	9
3.3 対象業務におけるサービスの水準	9
3.4 本市による事業の実施状況のモニタリング	10
3.4.1 モニタリングの内容	10
3.4.2 モニタリング費用の負担	10
3.5 提供されるサービスに対する対価の支払い	10
第4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	10
4.1 新第1浄水場の立地条件	10
4.2 中宮浄水場の規模及び配置	11
4.3 既設の設備及び所在地等	11
4.4 既設等の使用に関する事項	11

第5	事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
第6	本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	12
6.1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	12
6.2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	12
第7	法制上及び税制上の措置並びにその他の支援に関する事項	12
7.1	法制上及び税制上の措置に関する事項	12
7.2	その他の支援に関する事項	12
第8	その他必要な事項	12
8.1	実施方針に係る情報の提供方法	12
8.2	落札者を決定しない場合	12
8.3	応募に当たっての費用の負担	12
8.4	提出書類の取扱い	12
8.4.1	著作権	12
8.4.2	提出書類の返却	13
8.5	特許権等	13
8.6	許認可等の取得に関する事項	13
8.7	債務負担行為	13
8.8	実施方針の変更	13
8.9	入札の中止等	13
8.10	環境への配慮	13
8.11	実施方針に関する問合せ先	13
	【別紙1 (1) 共通】リスク分担表	14
	【別紙1 (2) 設計・工事】リスク分担表	15
	【別紙1 (3) 運転維持管理】リスク分担表	16

はじめに

枚方市（以下「本市」という。）の水道事業は、昭和 8 年に通水を開始し、平成 26 年度に 80 周年を迎えており、管路や多くの施設で老朽化が進行しつつあるため、管路や施設の更新・耐震化などを順次進めているところである。

本市水道事業の基幹浄水場である中宮浄水場では、磯島取水場（昭和 59 年竣工）から取水した原水を第 1 浄水場（昭和 40 年竣工）及び第 2 浄水場（昭和 48 年竣工）で凝集沈澱及び急速ろ過処理を行い、その後、高度浄水施設（平成 10 年竣工）においてオゾン接触及び粒状活性炭処理を経て水道水として日量最大 13 万 m<sup>3</sup>の供給を行っているが、第 1 浄水場は給水開始 53 年を経過し、第 2 浄水場は 45 年を経過しており、改修や補強だけでは施設の維持管理に限界がきているのが現状である。

そこで、中宮浄水場の浄水施設全体の更新の基本設計を行い、基本設計に基づき、より老朽化が進んでいる第 1 浄水場について、近接する予定地に建設・更新するものである。

本市は、新第 1 浄水場の設計、工事、運転維持管理、及び、改造が必要となる中宮浄水場・中宮浄水場高度浄水施設の設計、工事、並びに、中宮浄水場・中宮浄水場高度浄水施設・場外 29 施設（以下「既設施設」という。）の運転維持管理までを一括して D B O 方式 (Design Build Operate) により実施することを予定している。

なお、D B O 方式とは、民間事業者（以下「事業者」という。）に設計及び工事から運転維持管理まで一括して委ねる点は P F I 方式と同じであるが、資金調達を事業者ではなく本市が行う方式である。

本実施方針は、本市が実施する本事業について、事業の概要及び本事業を委託する事業者の選定に関する方針を定めるものである。

## 第1 事業の概要

### 1.1 事業内容に関する事項

#### 1.1.1 事業名称

中宮浄水場更新事業及び浄水施設運転維持管理業務等委託

#### 1.1.2 事業の対象となる公共施設等の種類

中宮浄水場

中宮浄水場高度浄水施設

場外施設（29 施設）

#### 1.1.3 公共施設等の管理者の名称

枚方市上下水道事業管理者 伊藤 竹彦

#### 1.1.4 事業の目的

本事業は、中宮浄水場の第1 浄水場について、将来の水需要減少を見据えた無駄のない合理的な施設整備、これまで以上の効率性・機能性を確保した施設・設備の導入、効率的な事業運営を目指し、中宮浄水場に隣接した建設予定地内に膜ろ過方式による浄水施設の更新をするものである。

本事業を進めるにあたっては、将来にわたり安定的かつ効率的な施設整備と運転維持管理を実現するとともに、さらなるコスト縮減を図ることを目的に、事業者の技術、ノウハウ等を用いた性能発注による設計・施工と、運転維持管理を一体として実施する業務等（以下「DBO」という。）を総合評価一般競争入札方式で実施するものである。

また、新第1 浄水場を包括して運転維持管理を行うことにより、効率的・効果的な事業運営が期待でき、安全・安心な水道水を継続的に供給する水運用を行うため、既設施設の運転維持管理を本事業に含めるものとする。

#### 1.1.5 対象業務及び対象施設

対象業務は下記のとおりであり、対象施設についての詳細は、別添の業務要求水準書（案）において示す。

##### ① 設計業務

新第1 浄水場新設

既設改造施設（中宮浄水場、中宮浄水場高度浄水施設）

工事監理

##### ② 工事業務

新第1 浄水場新設

既設改造施設（中宮浄水場、中宮浄水場高度浄水施設）

### ③ 浄水施設運転維持管理業務

新第1 浄水場

中宮浄水場

中宮浄水場高度浄水施設

場外施設 (29 施設)

#### 1.1.6 事業方式

事業方式についての詳細は、別添の業務要求水準書(案)において示す。

#### 1.1.7 事業期間

本事業は、事業契約締結の日から令和 28 年 (2046 年) 3 月 31 日までを事業期間とする。

#### 1.1.8 事業スケジュール

事業スケジュールは、表 1-1 のとおり予定している。

表 1-1 事業スケジュール (仮)

項目	予定
事業契約の締結	令和 3 年(2021 年)3 月
設計及び工事の着手	令和 3 年(2021 年)4 月
設計及び工事期間	令和 3 年(2021 年)4 月～ 令和 8 年(2026 年)3 月 (5 年間)
既設施設の運転維持管理期間	令和 7 年(2025 年)4 月～ 令和 28 年(2046 年)3 月 (21 年間)
建設完了	令和 8 年(2026 年)3 月
新第 1 浄水場の運転維持管理期間	令和 8 年(2026 年)4 月～ 令和 28 年(2046 年)3 月 (20 年間)
事業終了	令和 28 年(2046 年)3 月

#### 1.1.9 遵守すべき関係法令等

事業者は、本事業を実施するに当り必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規定及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

## 第 2 事業者の募集及び決定に関する事項

### 2. 1 事業者の募集及び選定方法

#### 2.1.1 事業者選定方法

本事業における事業者の募集及び落札者の決定については、競争性及び透明性の確保

に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

なお、本事業の入札手続は、以下のとおり実施することを予定している。詳細は、入札説明書等において公表する。

(1) 入札参加資格確認

入札参加資格の確認として、本業務の入札に参加する資格を有しているか、一定の実績を有しているかなどの形式面の確認を行う。

(2) 提案内容の審査

入札参加資格を有すると確認された応募者から、具体的な業務の実施方法や事業費用等について提案を受け、これらの提案内容を総合的に評価した上で、落札者を決定する。なお、提案内容の審査は、書面での提出を受けるほか、ヒアリングを通じて行う。

### 2.1.2 落札者の決定

事業者の募集及び選定に際して、学識経験者等による「中宮浄水場更新事業総合評価一般競争入札審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。本市は、審査会の落札候補者の選定結果をもとに落札者を決定する。

## 2.2 入札参加資格に関する事項

### 2.2.1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- (1) 入札参加者は、複数の企業により構成されるグループ（以下「入札参加者」という。）とする。
- (2) グループを構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。入札参加者は、構成員を代表する企業1社（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業が応募の申請及び提案書提出手続きを行うこととする。
- (3) 入札参加者は、入札参加表明書の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名、各々が担う業務を明らかにするとともに、各構成員の業務等の分担に関する協定を締結していること。なお、工事監理は設計企業が担うこと。
- (4) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることができない。
- (5) 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員と以下の資本関係又は人的関係にならない者であること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。

- ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
- イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。

- ア) 一方の会社の役員（会社法第 329 条第 1 項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。以下同じ。）が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

## 2.2.2 入札参加資格要件

### (1) 共通の入札参加資格要件

- ① 入札参加表明書の提出期限日において、枚方市競争入札参加資格を有している者で枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づく入札参加（指名）停止措置を受けていないこと。
- ② 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状況が著しく不健全でないこと。
- ③ 入札参加表明書の提出期限日において、枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- ④ 入札参加表明書の提出期限日において、営業停止中でないこと。
- ⑤ 入札参加表明書の提出期限日において、枚方市に未納の税額がないこと。
- ⑥ 入札参加表明書の提出期限日において、納期限の到来した国税（申告所得税又は法人税及び消費税）を完納していること。
- ⑦ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。
- ⑧ 事業者の募集及び選定に係るアドバイザー業務に関係している者若しくは審査会の委員と資本面若しくは人事面において密接な関連のある法人又はその関連企業でないこと。なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう。なお、本事業のアドバイザー業務に関わった者は、以下のとおりである。
  - ・ 株式会社日水コン
  - ・ PwC 弁護士法人

### (2) 各業務における入札参加資格要件

入札参加者は、対象施設の設計、建設及び運転維持管理の各業務を行うものとして、以下の各項の要件をすべて満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす企業は、当該複



数の項の業務にあたる企業を兼ねることができる。

① 設計に関する要件

ア) 設計企業は、次の各要件を全て満たすこと。

(a) 建築士法（昭和 25 年法律第 25 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 枚方市の入札参加資格有資格者名簿に当該区分において記載されていること。

(c) 過去 15 年以内に、日本国内において水道事業又は水道用水供給事業における計画浄水量 10,000m<sup>3</sup>/日以上のもろ過方式による浄水場での実施設計業務の受託実績を有すること。

(d) 本市に「社会保険加入状況申出書」を不備なく提出していること。

イ) 配置予定管理技術者は、次の各要件を全て満たすこと。

(a) 直接雇用する技術士（上下水道部門、選択科目が「上水道及び工業用水道」の者に限る。）、総合技術監理部門技術士（上水道及び工業用水道）又は建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 号に規定する建設コンサルタント技術管理者（上水道及び工業用水道部門の者に限る。）を配置すること。

(b) 業務全般の技術的監理を行える者であること。

② 建設に関する要件

工事企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複数企業の場合は少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

(a) 公益財団法人水道技術研究センターの浄水設備等認定において、もろ過装置の技術認定を有すること。

(b) 過去 15 年以内に、日本国内において水道事業又は水道用水供給事業における計画浄水量 10,000m<sup>3</sup>/日以上のもろ過方式による浄水場での建設実績を有すること。他社と共同で履行した実績も認めるが、共同企業体の構成企業として出資比率が 10 分の 2 以上であるものに限る。

(c) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定により、土木一式工事、建築一式工事、機械器具設置工事又は水道施設工事、電気工事につき各々の担当する工事の特定建設業の許可を受けていること。

(d) 枚方市の入札参加資格有資格者名簿に当該区分において記載されていること。

(e) 入札参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値（P 点）が土木一式工事については 1,200 点以上、建築一式工事については 1,200 点以上、機械器具設置工事及び水道施設工事については市内業者及び準市内業者は点数条件なし、その他業者は P 点 700 点以上、電気工事については市内業者及び準市内業者は点数条件なし、その他業者は P 点 700 点以上であること。

③ 運転維持管理に関する要件

ア) 運転維持管理企業は、単独企業の場合は次の各要件をすべて満たすこと。また、複

数企業の場合は少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- (a) 過去15年以内に、日本国内において砂ろ過及び膜ろ過の浄水場（水道事業及び水道用水供給事業に限る。）の運転維持管理実績を3年以上有すること。また、なお、夜間若しくは休日のみの運転維持管理実績又は排水処理のみの運転維持管理実績は、実績として認めない。
- (b) 枚方市の入札参加資格有資格者名簿に当該区分において記載されていること。
- (c) 都道府県公安委員会より、警備業の「1号警備業務」の認定を受けていること。
- (d) 本市に「社会保険加入状況申出書」を不備なく提出していること。

イ) 配置予定業務責任者は、次の各要件を全て満たし、運転維持管理業務を開始するまでに配置すること。

- (a) 業務責任者として、直接雇用で水道技術管理者（水道法施行令第6条に定められた者）の資格を有し、かつ、過去15年以内に水処理運転管理業務（下水処理含む）に5年以上の実務経験もしくは浄水場運転管理業務に3年以上の実務経験を有する者を配置すること。
- (b) 主任技術者として、直接雇用で水道技術管理者（水道法施行令第6条に定められた者）の資格を有する、もしくは水処理運転管理業務（下水処理含む）に5年以上の実務経験または浄水場運転管理業務に3年以上の実務経験を有する者を配置すること。

### (3) 入札参加資格の確認基準日

入札参加資格確認基準日は、入札参加表明書の提出期限日とする。

## 2.2.3 入札参加者が入札参加資格を喪失した場合の取扱い

(1) 入札参加資格確認基準日の翌日から提案書の受付締切日までの間に入札参加資格を喪失した場合。

### ① 代表企業が入札参加資格を喪失した場合

代表企業が2.2.2(1)及び2.2.2(2)に示す入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。

### ② 代表企業以外の構成員が入札参加資格を喪失した場合

代表企業以外の構成員が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該企業が請負、又は受注する予定であった業務について、新たに入札参加資格の確認を受けたうえで、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。この場合、入札参加資格を失った構成員は入札参加者から除外する。

(2) 提案書の受付締切日の翌日から落札者決定の通知日までの間に入札参加資格を喪失した場合

### ① グループを構成する企業が入札参加資格を喪失した場合

グループを構成する企業が2.2.2(1)及び2.2.2(2)に示す入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者を落札者決定の審査対象から除外する。

## 2.3 事業者選定の日程等

### 2.3.1 募集及び選定の日程

事業者の募集及び選定の日程は、以下のとおり予定している。

表 2-1 事業者の募集及び選定の日程（予定）

実施事項	日程
実施方針の公表	令和2年(2020年)3月25日(水)
実施方針に関する質問の受付	令和2年(2020年)3月25日(水)から 令和2年(2020年)4月10日(金)正午まで
実施方針に関する質問への回答公表	令和2年(2020年)4月27日(月)
入札公告(入札説明書等の公表)	令和2年(2020年)5月21日(木)
現場確認及び資料閲覧の受付	令和2年(2020年)5月21日(木)から 令和2年(2020年)5月27日(水)まで
現場確認及び資料の閲覧	令和2年(2020年)5月21日(木)から 令和2年(2020年)6月3日(水)まで
入札説明書等に関する質問(第一回)の受付	令和2年(2020年)5月21日(木)から 令和2年(2020年)6月10日(水)正午まで
入札説明書等に関する質問(第一回)への回答公表	令和2年(2020年)6月24日(水)
入札参加表明書等の提出期限	令和2年(2020年)6月24日(水)から 令和2年(2020年)6月30日(火)まで
入札参加資格確認結果の通知	令和2年(2020年)7月17日(金)まで
入札説明書等に関する質問(第二回)の受付	令和2年(2020年)7月27日(月)から 令和2年(2020年)8月7日(金)正午まで
入札説明書等に関する質問(第二回)への回答公表	令和2年(2020年)8月21日(金)
入札書類の提出期限日	令和2年(2020年)10月20日(火)から 令和2年(2020年)10月30日(金)まで
開札	令和2年(2020年)11月2日(月)以降
基礎審査(技術提案書類の確認)	令和2年(2020年)11月2日(月)から 令和2年(2020年)11月16日(月)まで
開札結果・基礎審査結果・ヒアリング日程の通知	令和2年(2020年)11月27日(金)まで
入札参加者のプレゼンテーション及びヒアリング	令和2年(2020年)12月下旬
入札価格調査	令和3年(2021年)1月下旬
落札者の決定及び公表	令和3年(2021年)2月上旬
事業契約の締結	令和3年(2021年)3月下旬

### 2.3.2 実施方針に関する質問の受付並びに回答公表

実施方針に関する質問の受付並びに回答公表は、以下のとおり行う。

#### (1) 質問の受付

- ・ 受付期間：令和2年（2020年）3月25日（水）～4月10日（金）正午まで
- ・ 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、実施方針に関する質問書（様式1）に記入のうえ電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、ファイル形式はMicrosoft Word形式とし、PDF等は不可とする。また、電子メールの件名は、「中宮浄水場更新事業実施方針に関する質問」とし送信すること。
- ・ 提出先電子メールアドレス  
[suijyo@city.hirakata.osaka.jp](mailto:suijyo@city.hirakata.osaka.jp)

#### (2) 回答の公表

令和2年（2020年）4月27日（月）に本事業に係るホームページを通じて公表する。回答に当たっては質問者を匿名化する。

## 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 3.1 事業契約に関する基本的な考え方

#### 3.1.1 契約の締結等

本市は、本施設の設計、工事及び運転維持管理業務を一括で委託する\*ために、落札者（グループの構成員全員）と事業契約（基本契約）を締結する。

また、本市は、新第1浄水場及び既設改造施設工事に、代表企業、設計企業及び工事企業の全員と事業契約（設計及び建設工事請負契約）を締結するものとし、新第1浄水場及び既設施設の運転維持管理業務に、代表企業及び運転維持管理企業の全員と事業契約（浄水施設運転維持管理業務等委託契約）を締結する。

契約に基づく本事業における設計業務、建設業務及び運転維持管理業務遂行上の責任は、原則として事業者が（グループの構成員全員が連帯して）負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由があるものについては、本市が責任を負うものとする。

※一括で委託することから、設計、工事及び運転維持管理業務全体につき、一の法律行為としての事業契約を締結するものである。なお、事業契約は、業務全体にわたる事項を定める部分、設計及び建設工事に、設計及び建設工事に、設計及び建設工事請負契約、浄水施設運転維持管理業務等委託契約と称することとしているが、それぞれは独立した契約ではない。

### 3.1.2 運転維持管理業務をSPCとして行う場合

運転維持管理業務を実施する運転維持管理企業グループをSPCとして、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社を設立する場合は、SPCの登記上の本店所在地は、枚方市とする。

落札者（グループの構成員全員）は、SPCに対し出資を行うこととし、落札者以外からの出資は認めない。代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。

その他、詳細な条件、提出資料等については、入札公告時に公表する。

## 3.2 本事業で予想されるリスクとリスク分担の基本的な考え方

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者の分担概略を別紙1に示す。

### 3.2.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成12年3月13日総理府告示第11号）に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」との考えに基づき、リスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、本市が行う業務にかかるリスクは本市が負担し、事業者が担う業務にかかるリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力など当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

### 3.2.2 本事業で予想されるリスク

本事業で予想されるリスクについて、本市と事業者のリスク分担は、その概略を別紙1にリスク分担表として示すが、原則として入札公告時に公表する。

## 3.3 対象業務におけるサービスの水準

事業者は、事業期間中、本市が満足する内容のサービスを提供することが求められる。浄水の水質は、本市浄水場水質管理計画の水質目標を確保することを基本とする。本事業の対象となる施設に要求する性能及び対象となる運転維持管理に要求するサービスの水準は、別添の業務要求水準書(案)において示す。

また、本市が本事業の対象となる施設の引渡しを受けた日から運転維持管理期間中において、当該施設についてサービスの水準を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、事業者は、運転維持管理業務委託契約に基づいて負担する改善義務並びに債務について、グループの構成員全員が連帯してこれを負担するものとする。

### 3.4 本市による事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が提供する業務内容の確認及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。

#### 3.4.1 モニタリングの内容

##### (1) 設計及び工事のモニタリング

本市は、事業者が行う設計業務及び工事業務等が本市の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び工事業務等の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の改善を求める。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

なお、事業者は、工事業務に当たっては建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 5 条の 4 第 4 項に規定される工事監理者を定め、工事監理を行うものとする（応募グループ内の設計企業が担当する）。

##### (2) 運転維持管理のモニタリング

本市は、事業者が行う運転維持管理業務について定期的に確認を行うとともに、事業者の財務状況についても確認する。

事業者が実施する運転維持管理業務の水準が本市で定める水準を下回ることが判明した場合、本市は業務内容の速やかな改善を求めるとともに、運転維持管理業務の未達成の度合いによっては、サービスの対価の減額等を行う場合がある。事業者は、本市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。また、事業者が提出する財務諸表をもとに本事業を円滑に推進しうる財務状況であるかを確認する。

#### 3.4.2 モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、本市が実施するモニタリングに係る費用は本市が負担する。事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

### 3.5 提供されるサービスに対する対価の支払い

本市は、事業契約（基本契約、設計及び建設工事請負契約及び浄水施設運転維持管理業務等委託契約からなる 1 の契約をいう。）に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

なお、支払い条件及び内容については、入札公告時に公表する。

## 第 4 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 4.1 新第 1 浄水場の立地条件

新第 1 浄水場の立地条件は、表 4-1 に示すとおりである。各規制値は、中宮浄水場建

設用地に係るものを満足するほか、隣接する区域に係るものも満足することを求める。

表 4-1 新第1浄水場の立地条件

項目	新第1浄水場建設用地	隣接する区域
都市計画区域	市街化区域	市街化区域
用途地域	工業地域	第一種中高層住居専用地域
防火地域	なし	準防火地域
特別用途地域	なし	第二種高度地区
建ぺい率	60%	60%
容積率	200%	200%
悪臭	臭気指数規制なし 特定悪臭物質規制あり	臭気指数規制なし 特定悪臭物質規制あり
騒音	朝夕 60db 以下 昼間 65db 以下 夜間 55db 以下	朝夕 50db 以下 昼間 55db 以下 夜間 45db 以下
振動	昼間 65db 夜間 60db	昼間 60db 夜間 55db

#### 4.2 中宮浄水場の規模及び配置

中宮浄水場の規模及び配置の概要は、別添の業務要求水準書(案)等において示す。

#### 4.3 既設の設備及び所在地等

運転維持管理業務の対象となる既設は、別添の業務要求水準書(案)において示す。

#### 4.4 既設等の使用に関する事項

本事業の実施に必要な用地、設備等の使用について、事業者は、本市の許可を得て無償で使用できるものとする。

### 第5 事業契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約及び事業計画の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。また、事業契約及び事業計画に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 本事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 6.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

本市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、本市は事業契約を解除することができるものとする。詳細は事業契約に規定する。

### 6.2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、その責任の所在による改善等の対応方法に従う。

## 第7 法制上及び税制上の措置並びにその他の支援に関する事項

### 7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点で想定される法制上、税制上の措置としては、施設の整備、維持管理及び運営における、事業者による上下水道局所有財産の無償使用がある。

### 7.2 その他の支援に関する事項

本市は、事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第8 その他必要な事項

### 8.1 実施方針に係る情報の提供方法

実施方針に係る情報の提供は、ホームページを通じて行う。ホームページアドレスは次のとおりである。

[https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/14-6-0-0-0\\_4.html](https://www.city.hirakata.osaka.jp/soshiki/14-6-0-0-0_4.html)

### 8.2 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び落札者の決定の過程において、入札参加者がいない、あるいはいずれの入札参加者の提案によっても本事業をDBO方式で実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

### 8.3 応募に当たっての費用の負担

応募に当たっての費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 8.4 提出書類の取扱い

#### 8.4.1 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表及びその他本市が必要と認める場合、落札者の提案書の一部又は全部を協議の上無償で使用でき、また、提案内容の審査結果の公表に必要な範囲で落札者以



外の入札参加者の提案書の一部を協議の上無償で使用できるものとする。

#### 8.4.2 提出書類の返却

入札参加者から提出された書類は返却しないものとする。

#### 8.5 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は運転維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った入札参加者が負う。

#### 8.6 許認可等の取得に関する事項

本事業に関する水道法に基づく事業認可変更の届出は、本市が実施する。落札者は、届出に必要な資料の作成等について本市に協力すること。

#### 8.7 債務負担行為

本事業における予算措置は、枚方市議会において、債務負担行為を定めるよう手続きを進めるものとする。

#### 8.8 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受付けた質問を踏まえ、入札の公告までの間にその内容の変更を行うことがある。

#### 8.9 入札の中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等の対処を図る場合がある。

#### 8.10 環境への配慮

事業提案に当たっては、第2次枚方市環境基本計画（平成23年3月策定）を理解し、次の項目について環境への配慮をおこなうものとする。

- (1) 省資源に配慮すること。
- (2) 省エネルギーに配慮すること。
- (3) 地球温暖化ガスの排出抑制に配慮すること。
- (4) 周辺的生活環境（交通安全等）に配慮すること。
- (5) 周辺の景観に配慮すること。

#### 8.11 実施方針に関する問合せ先

場 所 枚方市上下水道局 上下水道事業部 浄水課 （上下水道局管理棟2階）  
住 所 〒573-1030 枚方市中宮北町 20-3  
電 話 072-848-5515

【別紙 1 (1) 共通】リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			本市	事業者	
共通	入札関係書類	記載内容の変更及び誤りに関するもの	○		
	契約締結	本市の帰責事由により、落札候補者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○		
		事業者の帰責事由により、落札候補者と契約を締結できない、又は契約手続きに時間がかかる場合		○	
	制度関連	政治	債務負担行為などの議決が得られない場合	○	
			対象施設が統合・廃止され、契約の中断・変更に関わるもの	○	
			業務の縮小・拡大に伴い、事業の対象範囲の変更に関わるもの	○	
	法制度	法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等	○	
			上記以外の法制度の新設、変更等		○
	行政指導	規制、指導	○		
	許認可の遅延	許認可の遅延	事業者が取得すべき許認可の遅延に関わるもの		○
			上記以外の許認可の遅延に関わるもの	○	
	税制度	税制度	法人事業税、法人住民税などの事業者の利益に関する税の新設・変更		○
			消費税の変更に関わるもの	○	
	社会	第三者賠償リスク	事業者の帰責事由による第三者賠償等（調査、建設、運転維持管理段階における騒音、振動、光、臭気等に関するもの）		○
			本市の帰責事由による第三者賠償等	○	
		住民対応	本事業に対する、又は本市の要求に起因する住民の反対運動等	○	
			事業者の帰責事由による調査、工事に関する住民反対運動、訴訟、要望等に関するもの		○
	環境問題	環境問題	本市の要求に起因する環境問題	○	
			事業者の提案内容、業務に起因する環境問題		○
	その他	見学者事故	事業者が建設した施設の劣化又は維持管理の不備によって見学者に事故が発生した場合		○
安全確保（新設）		調査、工事、運転維持管理における安全の確保		○	
安全確保（既設）		調査、工事、運転維持管理における安全の確保	○		
従事者の不正、犯罪		事業者の帰責事由による情報漏洩及び横領等		○	

	事業者の発注する業務	事業者が発注する契約の内容変更等		○
事業の中断		本市の帰責事由による事業の中断等	○	
		事業者の帰責事由による事業の中断（事業者の経営破たん又は事業者の提供するサービス水準が一定のレベルを下回った場合）		○
不可抗力		戦争、風水害、地震他、本市及び事業者の双方の責めに帰すことのできない事由等	○*	△*

【別紙 1 (2) 設計・工事】リスク分担表

設計	測量・調査	本市が実施した測量・調査に関するもの	○	
		遺産・遺跡の存在に関するもの	○	
		事業者で実施した測量・調査に関するもの		○
設計	計画・設計・仕様変更	本市の請求による変更、不備	○	
		事業者からの請求による変更、不備		○
	各種負担金	インフラ整備等の追加コストの発生	○	
建設	用地	事業用地の確保に関するもの	○	
		事業用地以外の建設に要する用地の追加的確保		○
		地中障害物（仮設材、埋設管、土壌汚染等）	○	
		地中埋設物（電気ケーブル、ハンドホール等）		○
建設	工事遅延	本市の帰責事由による完工（運転維持管理開始）遅延	○	
		事業者の帰責事由による完工（運転維持管理開始）遅延		○
建設	工事監理	工事現場管理に関するもの		○
		工事監理に関するもの		○
建設	工事費の増大	本市の帰責事由による工事費増大	○	
		事業者の帰責事由による工事費増大		○
建設	性能	要求仕様不適合（施工不良を含む）		○
建設	施設損傷	施設の引渡し前に生じた施設の損傷		○
建設	安全性確保	工事現場における事故等の発生		○

【別紙1 (3) 運転維持管理】リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
新設施設 運転維持管理	計画変更	本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○
	施設性能	要求水準を満たさないため、改修が必要となった場合		○
	施設の瑕疵	新設施設の瑕疵が見つかった場合		○
	施設の損傷	新設施設の劣化による損傷		○
	運転維持管理費の増大	本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大	○	
		事業者の帰責事由による運転維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		○
	原水の水量・水質変化	過去の実績から合理的に予測できる範囲を超える原水の水量・水質の変動により、要求水準を満足できない場合に係る運転維持管理費の増大	○	△
		事業者の帰責事由による運転維持管理費の増大		○
	機器更新	機器更新について不具合が発生した場合		○
修繕費の増大	新設施設について修繕費が長期修繕計画における予想を上回った場合		○	
物価変動	詳細は契約書に明記	○**	△**	
既設改造施設 運転維持管理	計画変更	本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○
	施設の瑕疵	事業者が改良した既設流用対象施設の瑕疵が見つかった場合		○
	機器更新	流用施設の劣化によるもの	○	
		事業者が設置した改良設備について不具合が発生した場合		○
修繕費の増加	既設改造施設の劣化によるもの		○	
	事業者の帰責事由により修繕費が増大した場合		○	
転維持管理 既設運	計画変更	本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	要求水準の未達	事業者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備の不適合によるもの		○

既設) 運転維持管理		本市による仕様書、指示書等の内容の不備によるもの	○	
		業務遂行上の不備（監視、運転、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの		○
		契約時の業務引継ぎの不備によるもの	△	○
	施設の瑕疵	既設の瑕疵が見つかった場合	○	
	施設の損傷	既設の劣化による損傷	○	
	運転維持管理費の増大	本市の帰責事由による事業内容・用途の変更に起因する運転維持管理費の増大	○	
		事業者の帰責事由による運転維持管理費の増大（物価の変動によるものは除く）		○
	原水の水量・水質変化	事業者の帰責事由による運転維持管理費の増大		○
	機器更新	既設の劣化によるもの	○	
		事業者の帰責事由により更新する場合		○
物価変動	詳細は契約書に明記	○**	△**	
終了	終了手続き	事業終了に伴う諸費用の発生に関するもの、S P Cの清算手続きに伴う評価損益等		○

凡例：○主負担 △従負担

\* 当該リスクについては本市が主に負うが、中宮浄水場の新設施設については損害額の一定割合までを事業者が負担し、それを超える部分については本市が負担する。ただし、新設施設の引き渡し完了している場合は本市が負担する。

\*\* 当該リスクについては本市が主に負うが、事業契約において本市と事業者との間で予め合意した価格改定条項による一定のリスクについては、事業者も負うものとする。